三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道増毛郡増毛町岩老八〇一番七地内	前	二二・六九～二四・〇四メートル	〇・〇〇五キロメートル
	後	一七・九一～二二・六九メートル	〇・〇〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部
四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡苫前町字上平一八四番九地内	前	二九・五〇～二三・四九メートル	〇・一〇三キロメートル
	後	二九・五〇～二九・五三メートル	〇・一〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部
五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町字美咲四八番一から同町字美咲四二番二まで	前	二四・五一～二九・〇七メートル	〇・二五八キロメートル
	後	二四・五一～三四・一五メートル	〇・二五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部
六(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
札幌市東区東雁来八条一丁目一四二番四から同市東区東雁来町一八〇番五まで	前	A 二五・〇〇～三三・〇〇メートル	〇・三三八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二五・〇〇～五一・五〇メートル	〇・三五三キロメートル	
	後	A 二五・〇〇～四五・八〇メートル	〇・三三八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部
七(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千歳市支笏湖温泉国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一八〇林班い1小班地先から同市支笏湖温泉国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一八〇林班い1小班まで	前	一七・五〇～二五・四〇メートル	〇・二四七キロメートル
	後	一九・六〇～二七・〇〇メートル	〇・二四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十五号	札幌市東区東雁来町一九四番一地先から同市東区東雁来町一九八番八四まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年一月二十一日

○北海道開発局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

北海道開発局長　高松　泰

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道常呂郡訓子府町字協成九番から同町字緑丘二九八番九まで	前	五八・〇〇～一一七・八八メートル	〇・四三五キロメートル
	後	六四・九六～五二四・三九メートル	〇・四三五キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官庁報告

国家試験

平成22年度秋期情報処理技術者試験合格者

平成22年度秋期情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験、ＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及びＩＴサービスマネージャ試験の合格者を平成22年12月20日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成23年1月21日

経済産業大臣　海江田万里